

サージ防護デバイス（SPD）

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象としたサージ防護デバイスは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

①低圧用SPD及びPV直流用SPD

種類(1)低圧用SPD クラスⅠ

種類(2)低圧用SPD クラスⅡ

種類(3)PV直流用SPD クラスⅠ

種類(4)PV直流用SPD クラスⅡ

2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
 - (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
 - (3) 納入体制が整備されている。
 - (4) アフターサービス体制が整備されている。
-